

## 令和元年度 50代のライフプランセミナー実施要項

- 1 目的 教職員が「充実した心豊かで明るい人生」を実現するためには、在職中から退職後を見通した生涯生活設計（ライフプラン）の確立を目指し、知識の習得を図っていくことが重要である。50代は、退職後の人生の見通しを立て、新しい生活を作り出す時期であることから、年代に合わせた具体的な取り組みを支援するもの。
- 2 主催 宮城県教育委員会・宮城県内各市町村教育委員会・公立学校共済組合宮城支部  
一般財団法人宮城県教職員互助会
- 3 共催 一般財団法人地域社会ライフプラン協会
- 4 日時・会場 令和元年8月9日（金） 午前9時50分～ 宮城県庁2階講堂
- 5 対象者 50歳代で希望する教職員  
（受講を希望する配偶者の同伴も可。申込時に選択すること。）
- 6 実施内容 (1) ライフプラン総論 ～定年後に備えるためのライフプラン作成のポイント～  
・ライフプランの重要性、セカンドライフの現状と課題、作成方法等  
講師：一般財団法人地域社会ライフプラン協会  
(2) 家庭経済設計 ～老後の資金はどのくらい必要か？老後生活費の準備について～  
・老後資金、資産管理、保険の見直し等  
講師：一般財団法人地域社会ライフプラン協会  
(3) 人生100年時代がやってくる・備えは健康から ～心と身体に栄養補給～  
講師：公立学校共済組合関東中央病院
- 7 定員 220名  
※先着順といたします。
- 8 申込期間 令和元年7月1日（月）から令和元年7月8日（月）午後5時まで
- 9 服務上の取扱 (1) 県立学校教職員及び教育庁等職員については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）第2条第2号の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する。免除手続きは、平成13年3月27日付け教第506号（教育長通知）に基づき、実施通知による包括承認とする。  
各所属においては、当日配布する参加者名簿により、参加を確認すること。  
(2) 市町村立学校等の教職員については、当該市町村の定めによる。  
(3) 他の団体の職員については、当該団体の定めるところによる。

### 10 日程

|      |      |         |  |       |         |  |       |         |  |       |         |       |
|------|------|---------|--|-------|---------|--|-------|---------|--|-------|---------|-------|
| 9:30 | 9:50 | 10:00   |  | 11:50 | 13:00   |  | 14:10 | 14:20   |  | 15:50 |         | 16:20 |
| 受付   | 開会   | 実施内容（1） |  | 休憩    | 実施内容（2） |  | 休憩    | 実施内容（3） |  |       | 個別相談（※） |       |

※個別相談は希望者のみ（退職手当・年金・医療保障について）

※各市町村職員・仙台市職員の退職手当に関する相談は除きます。

※11：50～の休憩時には会場を施錠しますので、昼食は会場外でお願いします。